

入札制度の改正について（お知らせ）

下松市契約監理課

平成26年度に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等が改正され、ダンピング対策の強化、並びに公共工事の適正な施工等を図ることが受発注者に求められることとなりました。

本市においても入札の透明性の確保及び公平な競争の促進を図るため、競争入札に付する建設工事等（建設工事、測量・建設コンサルタント等の業務委託）の一部において、予定価格の事後公表を実施します。

なお、下記の対象工事等以外の建設工事の競争入札については、引き続き予定価格の事前公表を行います。

記

1. 対象工事等

- ① 建設工事の内、平成29年7月1日以降に公告を行う土木系工事で、設計金額2,000万円以上の条件付一般競争入札
- ② 平成29年7月1日以降に指名通知を行う測量・建設コンサルタント等の業務委託で、設計金額50万円以上の指名競争入札

2. 実施に伴う変更点

- ① 事後公表の案件であることが分かるよう、指名通知又は入札公告の予定価格を「事後公表」と明記します。
- ② 入札回数は、3回までとします。